

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

役員は使用人兼務役員を多くしよう

Q：不況の中、当社はやっと売上げが伸びてきました。そこで、夜遅くまでがんばってくれている役員に賞与を支払いたいのですが、損金にはならないので、どうしたらよいか悩んでいます。

A：役員賞与は、ご周知のとおり損金に算入されません。しかし、使用人兼務役員の使用人部分の賞与は損金算入が可能ですので、役員にできるだけ使用人としての職制上の地位を与えれば、賞与の損金算入が可能となります。

使用人兼務役員とは、役員のうち、部長、課長その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事している者をいいます。ただし、社長、副社長、専務取締役、監査役等や、持株数によりみなし役員に該当する者は、使用人兼務役員にはなれません。

しかし、通常の場合、親族関係のない使用人から役員になった者は、平取締役である限り、ほぼ間違いなく使用人兼務役員に該当します。また、親族でも、要件さえ満たせば、使用人兼務役員になれますので、一度検討されることをお勧めします。

役員が使用人兼務役員として認められた場合には、使用人部分の賞与が損金に算入されるほか、使用人分の報酬を定款又は株主総会の決議において役員報酬に含めない旨を定めていれば、使用人分報酬は役員報酬の枠外となりますので、節税効果と役員の方々の勤労意欲の増加が得られることでしょう。

